公害防止統括者の選任等について フローチャート

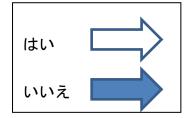
〇業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



公害防止統括者の選任の 必要なし





〇工場の種類

公害防止管理者の選任が義務付けられている 工場である



公害防止統括者の選任の 必要なし



〇従業員の数

常時使用する従業員数が 21 人以上である。



公害防止統括者の選任の 必要なし



公害防止統括者の選任の必要あり